

関税定率法施行規則及び関税暫定措置法施行規則の一部を
改正する省令要旨

- 1 関税定率法等の一部を改正する法律（令和三年法律第十二号）及び関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和三年政令第三百三十一号）の施行による品目分類の改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（関税定率法施行規則第二条の四及び第九条並びに関税暫定措置法施行規則別表関係）
- 2 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和4年1月1日から施行することとする。